

社会資本整備審議会道路分科会 東北・北陸地方合同小委員会
日本海沿岸東北自動車道
「朝日まほろば～温海」WG 運営規則

(主旨)

第1条 本規則は、「東北地方小委員会運営規則」(平成23年9月15日東北地方小委員会決定)及び「北陸地方小委員会運営規則」(平成23年9月15日北陸地方小委員会決定)に基づいて設置する日本海沿岸東北自動車道(朝日まほろば～温海)ワーキンググループ(以下「WG」という。)の組織、委員、会議、庶務その他事項に関して必要な事項を定める。

(WGの事務)

第2条 WGは、以下の事務を行う。

- 1 東北地方小委員会及び北陸地方小委員会(以下「小委員会」という。)より付託された、日本海沿岸東北自動車道に関する地域の意見聴取方法等の事項に関し、詳細な検討を行う。
- 2 小委員会に諮るべき内容がある場合は、小委員会の開催を要請することができる。

(WGの委員)

第3条 WGの委員は東北地方小委員会から1名、北陸地方小委員会から2名とする。

(会議の成立条件)

第4条 WGは、委員の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(審議過程の透明性の確保)

第5条 WGの構成員及び会議の開催予定はあらかじめ公表する。

- 2 WGの審議については、原則として報道機関を通じて公開する。
- 3 WGの会議に提出された資料及び議事録は、会議終了後速やかに公開する。ただし、公開することが適切でないとWGが判断する資料は公開しない。

(WGの庶務)

第6条 WGの庶務は、東北地方整備局酒田河川国道事務所調査第二課，北陸地方整備局新潟国道事務所計画課において行う。

附 則

この規則は、平成23年9月15日から施行する。